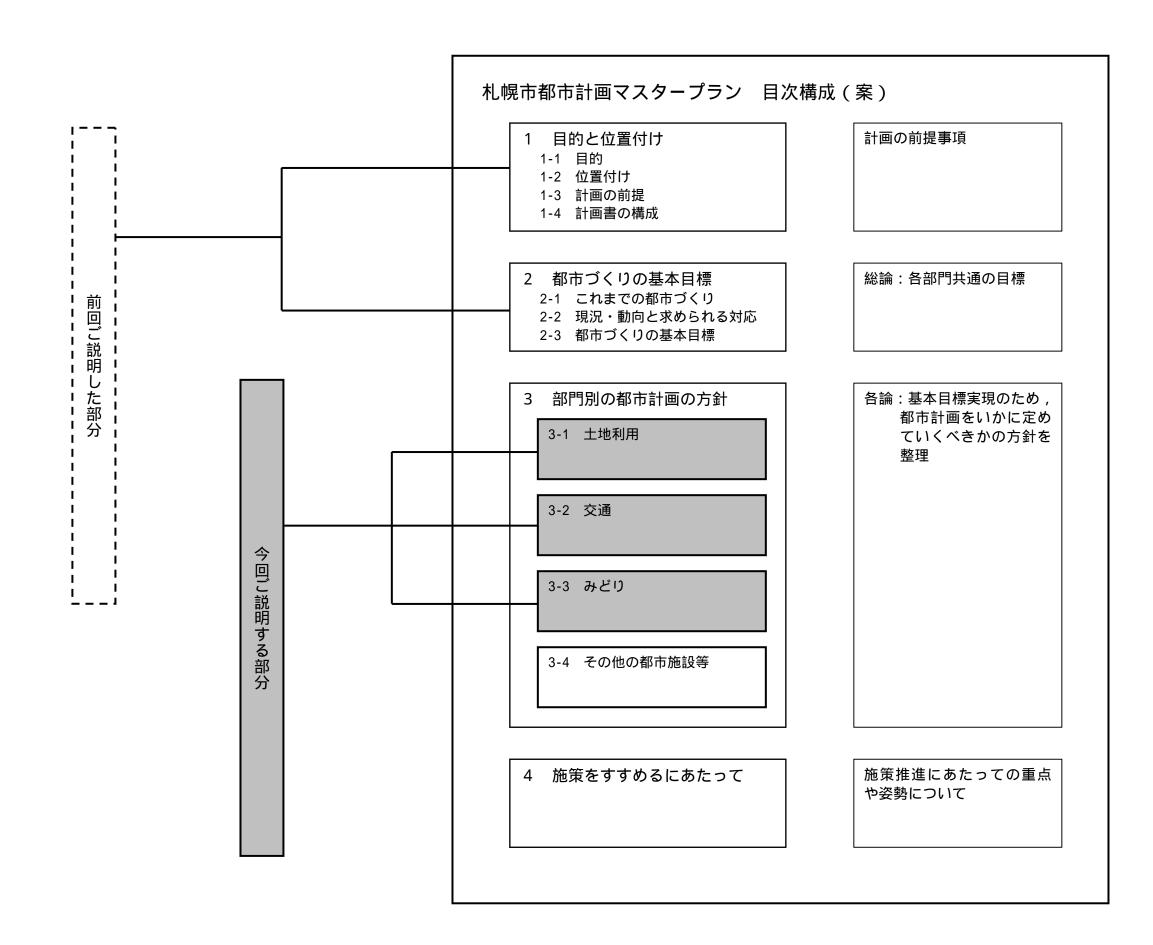
札幌市都市計画審議会 資料

札幌市都市計画マスタープラン 内容の骨格

(土地利用 交通 みどり

平成 14 年 9 月 札幌市企画調整局 0 目 次

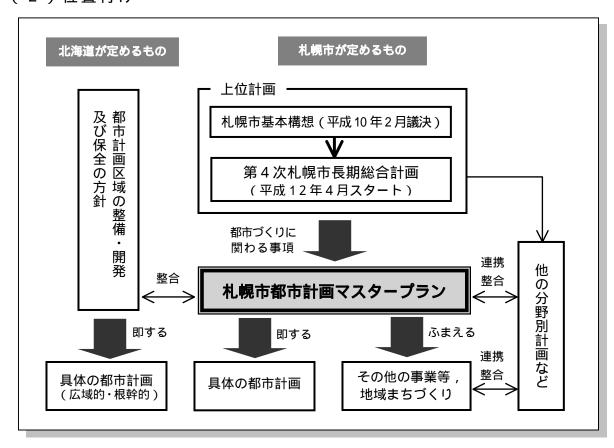


1 目的と位置付け

(1)都市計画マスタープラン策定の必要性

転換期における都市づくりの全市的指針を,市民にもわかりやすく提示し,共有化することが必要。

(2)位置付け



(3)計画の前提

目標年次

長期総合計画にあわせ, 概ね20年後の2020年(平成32年)とする。

将来人口

長期総合計画同様,目標年次における人口を205~210万人と想定する。 ただし,具体の都市計画の決定等に際しては,必要に応じて適宜その時点での 分析を行い,適切な運用を行うものである。

対象区域

本市の行政区域を対象とする。

2 都市づくりの基本目標

検討段階資料

(1)これまでの都市づくりと現況,動向,求められる対応

これまでの都市づくり

【開拓期】1869(明2)~1899(明32)

- ・都心部の原型の形成
- ・周辺都市間,衛星村落間を結ぶ道路の形成

【戦前】1899(明32)~1945(昭20)

- ・公共交通のはじまり
- ・旧都市計画法の適用と様々な都市基盤の整備

【戦後】1945(昭20)~1972(昭47)

- ・近郊における区画整理事業の積極的実施
- ・オリンピックを前にした骨格基盤の整備

【政令指定都市移行後】1972(昭47)~

- ・無秩序な市街地拡大の抑制
- ・良好な民間開発の誘導

現況

高い整備水準にある計画的大都市

- ・都市計画道路改良率は85.9%
- ・市民1人あたりの公園,緑地整備率は23.3㎡

動向

都市をとりまく状況の構造的な変化

- ・ゆるやかになる人口増加と一層の少子高齢化
- ・価値観やライフスタイルの多様化

求められる対応

都市づくりが取り組むべき課題も質 的に変化

- ・人口増加を前提としない都市づくり
- ・様々な価値観にこたえうる都市づくり

(2)都市づくりの基本目標

目指すべき都市構造

外延的拡大の抑制を基調とした<u>コンパクト</u>な 市街地内に,都市の魅力と活力を高める<u>拠点</u> **を効果的に配置**し,各々の機能を向上する。

ゆたかな都市生活の場の創出と都市個性の伸長に向け,市街地内外における魅力ある<u>オー</u>プンスペースを充実する。

<u>拠点の機能向上</u>を支えることに加え,<u>快適さ</u> <u>やわかりやすさ,歩行者空間の創出などにも</u> **配慮した交通体系**を確立する。

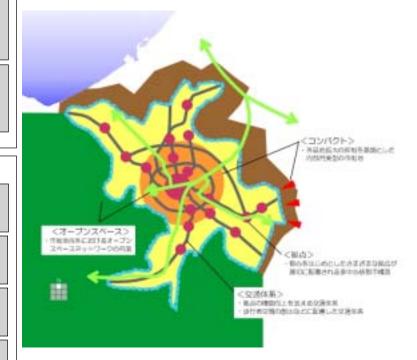
都市づくりの基本姿勢

札幌が持つさまざまな資源や既存の都市基盤を再生,活用することを重視する。

地域の特性をふまえた地域単位のきめ細かな取り組みを重視する。

都市空間の質の向上に向けて,他分野との連 携を含む総合的な取り組みを重視する。

都市づくりの様々な担い手の協働による取り 組みを重視する。



(図のイメージ)

3 - 1 土地利用

検討段階資料

(1)市街地の範囲

これまで・現況・動向

これまでは,拡大する人口や産業の受け皿として市 街地の範囲を拡大してきましたが,今後は,人口や産 業の規模の大幅な増加は見込まれない状況です。

現在の市街化区域内には 基盤整備済みの空閑地や今後の開発予定地が残されています。

求められる対応

整備済みの都市基 盤の有効活用

基本方針

今後増加する人口は市街化区域内に誘導し,居住密度を維持,または高めることを基本とします。

基礎的都市サービス機能は市街地内で適切に提供され,身近な範囲の利便性を確保することを基本とします。

その他の産業に係る土地利用も、市街地内に誘導することを基本とします。

以上から、市街地の範囲は現状の市街化区域内とすることを基本とし、その拡大は必要最小限に留めます。

(2)市街地の土地利用

これまで・現況・動向

異種の用途を明確に分離し,各々を純化する土地利用誘導に主眼がおかれましたが,多様化する価値観やライフスタイルを背景に土地利用の形態にも変化がみられます。

新たな市街地が大規模につくられるのではなく,個別的な 建替更新が主体になってきています。

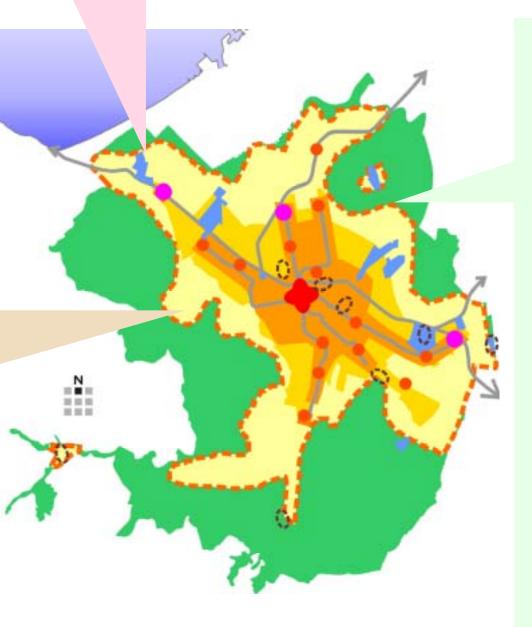
求められる対応

今日的な土地利用の需要・動向への対応 多様な用途が共存・複合化することの価値の見直し

基本方針

個別的な更新の積み重ねを通じて,まちの魅力と活力を 高め,市街地環境を向上させていくよう,一定の柔軟さを 持ちながら土地利用を誘導します。

次頁「市街地の土地利用の基本枠組」へ



(3)市街地の外の土地利用

これまで・現況・動向

都市が拡大・成長する状況下において,市街地の外は,新 たな市街地開発を受け止めてきました。

一方で,散発的な土地利用などに伴い,市街地の外の森林・ 農地等は減少を続けています。

求められる対応

市街地の拡大を前提としない,市街地の外のあり方の 検討

基本方針

市街地外周を森林・農地等が取り囲むという本市の特質を活かし、都市個性を伸ばす土地利用を目指します。

そのため、良好な自然環境を今後とも適切に維持・保全するとともに、さらなる創出についても配慮します。

市街地の外ならではの特質をふまえ,それを活かす土 地利用については,柔軟な対応を検討します。 市街地の土地利用の基本枠組

住宅市街地

これまで・現況・動向

住要求は,広さ以外に安全性,快適性など多様化しており,老朽住宅の建替え需要の高まりもみられます。

利便性の高い地域でのマンションが都市型住宅として定着しつつあります。

基本方針

住まい方の多様性を保ちつつ 既存の都市基盤が有効に活用される市街地形態へと誘導します。

住宅市街地の区分に応じた住環境の保護と利便性の確保を図ります。

今日的な住要求の変化に適切に対応します。

郊外住宅地(低密度な住宅地)

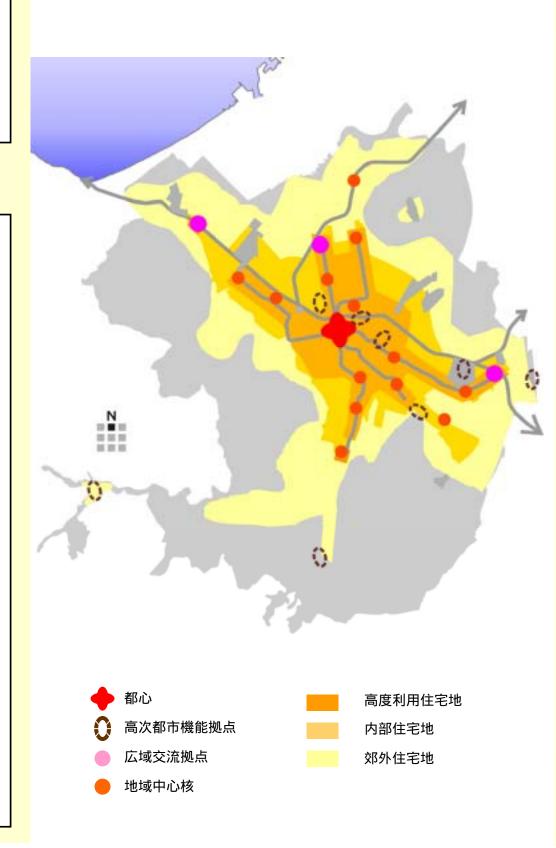
戸建住宅を主体とした開放感ある低密度な住宅地の維持・形成を図ります。

内部住宅地(中密度な住宅地)

地域の調和を保ちつつ,多様な住宅と一定の利便施設等が立地する中密度な住宅地の維持・形成を図ります。

高度利用住宅地(高密度な住宅地)

利便性の高い暮らしのニーズを支えるため, 集合型の居住機能と日常生活を支える機能が複 合化した高密度な住宅市街地の維持・形成を図り ます。



拠点

検討段階資料

これまで・現況・動向

都心のほか市内各方面の主要な交通結節点などで,商業 機能等の集積した拠点が形成されています。

このほか,特徴的な機能が立地・集積するなどにより,本市の魅力と活力を高める拠点も形成されつつあります。

基本方針

大量系公共交通等と対応し、全市的バランスに配慮して拠点が配置された多中心核都市構造を基本とします。

後背圏のひろがりや、機能集積の動向等に応じた多様な拠点を育成します。

誰もが安心・快適・活発に過ごせる空間づくりを重視し, 各拠点の魅力と活力の向上を支えます。

都心

本市の顔となる最も中心的な拠点です。

最も多様で高次の都市機能が集積し,活発な諸活動が展開する都心空間の形成を図ります。

高次都市機能拠点

札幌の魅力と活力の向上を先導する機能が特徴的に集積する拠点です。

各拠点の機能が充分に発揮されるよう育成を図ります。

広域交流拠点

地域生活を支えるとともに,隣接市との均衡ある発展を支える拠点です。

地域特性に応じて,周辺地域に加えて隣接市をも後背圏とする多様な機能の集積を図ります。

地域中心核

地域の生活を支える拠点です。

地域特性に応じて,周辺地域の生活を支える多様な機能の 集積を図ります。 市街地の土地利用の基本枠組

検討段階資料

工業地・流通業務地

これまで・現況・動向

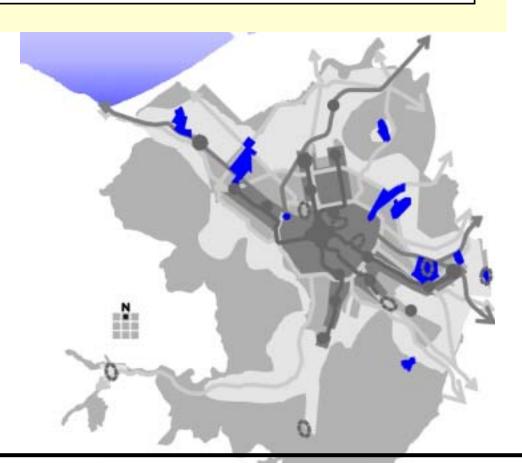
計画的な団地整備を行いながら,工業施設・流通業務施設の立地誘導を行ってきました。

産業の構造変化,施設の老朽化,団地周辺の宅地化の進行等を背景に土地利用転換の動向も見られつつあります。

基本方針

道路基盤等と対応した集約的な土地利用により,業務の利便の確保と周辺市街地環境との調和を図ります。

周辺市街地との調和と都市構造の秩序の確保を前提として、産業の構造変化や企業ニーズの動向などにも対応します。



幹線沿道市街地

これまで・現況・動向

幹線道路の整備の進捗とモータリゼーションの進展にともない,沿道の土地利用形態は, 近年,自動車交通との関連が強いものへと変化を見せています。

沿道土地利用の動向変化を支えるため ,土地利用制度を適切に運用することで対応しています。

基本方針

沿道土地利用の範囲は,適正な街区規模との対応関係や地形,土地利用の現況等を踏ま えて定め,都市構造の秩序を保ちます。

特に商業業務施設については,拠点の育成並びに住宅市街地の住環境保護及び身近な利便の確保の観点から,拠点のほかは,幹線沿道における適切な規模での立地に対応します。



取組みの力点

検討段階資料

1 都心の育成・再構築

2 1世紀に向けて札幌の魅力を一層高めていくための中心となる都心の整備を積極的に推進します。

主な対応

「都心まちづくり計画」に示された骨格軸等の形成に資する都市開発を誘導・担保するため,規制緩和を含めて土地利用計画制度の運用を行います。

都心の魅力と活力の向上を支える再開発事業等の実施や誘導,公共施設の整備などを行います。

2 その他の拠点の育成・再構築

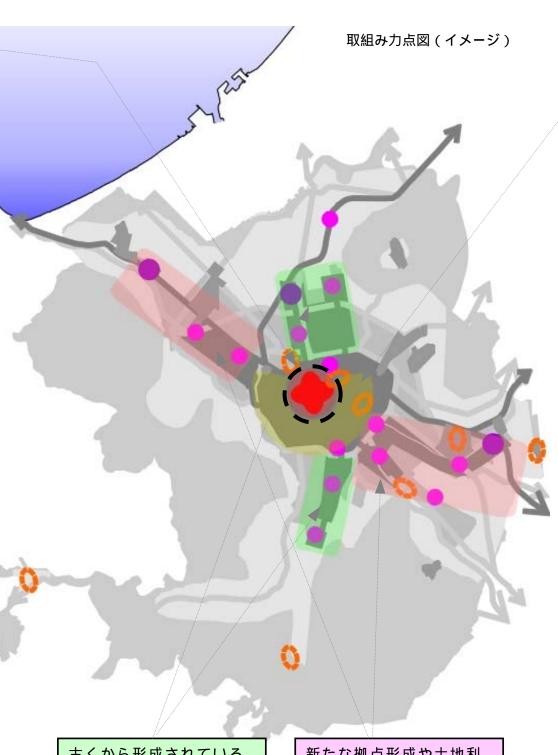
都心以外の拠点についても ,それぞれの機能や魅力 が充分発揮されるよう対応していきます。

特に,大規模未利用地の存在や基盤未整備,機能更新の必要性など課題のみられる拠点について,地域のまちづくりの機運を見極めながら積極的・優先的に土地利用誘導を行います。

主な対応

地域まちづくりの指針を市民・企業・行政などの 協働のもとで策定したうえで,必要な基盤整備や 規制緩和を含めた土地利用計画制度の運用を行い ます。

地域の課題やまちづくりの機運等の状況を適切 に見定めながら,市街地開発事業の実施や誘導, 公共施設の整備などを行います。



古くから形成されている 拠点が多く,居住密度の低 下も見られます。

新たな拠点形成や土地利 用の転換,居住密度の高ま りがみられます

3 居住促進ゾーンにおける居住の誘導

都心周辺部で,都市居住の利点を大きく享受し得る可能性をもちながら,老朽木造住宅などの更新が進みづらい状況にある区域を「居住促進ゾーン」とし,積極的な居住誘導を行います。

居住促進ゾーンにおいては,居住者や権利者の意向 と地域の住環境とをふまえながら,老朽密集,住工混 在などの地域課題の解消にむけて更新を誘導し,居住 密度を高めます。

主な対応

住民や権利者などとの協働を基本に,共同・協調建替えやきめ細かな基盤整備を誘導・実施します。

規制緩和を含む土地利用計画制度の運用によって,地域単位の取組みを適切に誘導・担保します。

地域の課題やまちづくりの機運等を見定めなが ら,再開発事業等の実施や誘導,公共施設の整備 などを行います。

4 住要求の変化への適切な対応

高齢化の進展などに伴う住要求の変化に適切に対応し,地域の居住密度を適切に維持・誘導します。

主な対応

土地利用計画制度を今日的な住要求をふまえて適切に運用するほか,住民の関わりを前提とした地域単位での柔軟な対応も検討します。

3 - 2 交 通

検討段階資料

これまで・現況・動向

人口の増加や市街地の拡大により,交通需要は増加し, その移動距離も増大してきました。

これらの交通需要に対応するとともに,冬期交通の安定化や都市環境問題にも配慮し,地下鉄を基軸として道路ネットワークが都市圏内を有機的に結ぶ交通体系の整備をすすめてきました。

公共交通機関の利用は,近年,減少していますが,冬期間には,利用が多い状況となっています。

自動車交通は増加を続けており,とくに郊外部においてその傾向が強くなっています。

冬期間の交通機能の低下,局所的・一時的な交通渋滞等,引き続き対処すべき課題が残っています。

求められる対応

環境負荷の低減,魅力的な歩行者空間の確保,拠点の育成・再整備などの 観点の重視

既存交通施設の有効活用

道内の中枢都市としての役割の重視

基本方針

(1) 総合的な交通ネットワークの確立

交通混雑の緩和や交通公害の防止,エネルギー消費量の削減,安定的な交通サービスの提供などのさまざまな利点がある公共交通を軸とした交通体系を確立します。

公共交通機関による移動が難しい目的や区間にかかわる交通を支えるとともに ,環境 への負荷の低減や安全で快適な歩行者空間の確保などを図るため ,必要な道路の整備や 自動車交通総量の低減 , 流れの分散化などにより , 適切な自動車交通を実現します。

札幌や札幌複合交流圏の発展のため,広域的な交通にかかわる安定的で利用しやすい ネットワークの確立を図ります。

(2) 地域特性に応じた交通体系の構築

魅力と活力ある都心の実現を支えるための交通体系の確立など,地域特性やまちづくりの方向性をふまえた交通体系を構築します。

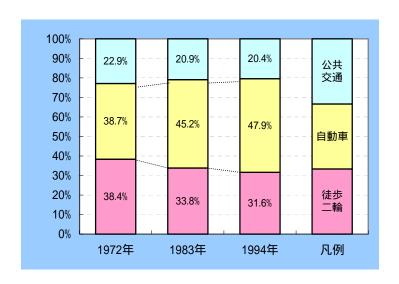


表 - 1 札幌市の交通手段構成比の推移



表 - 2 都市計画道路の計画・整備の変遷

取組みの力点

検討段階資料

1 都心のまちづくりを支える交通体系の確立

本市の魅力を高める上でもっとも中心的な拠点である都心の再構築を交通の面からも支えるため,まちづくりの諸施策とも連携した取組みを展開します。

主な対応

都心交通の円滑化に向けた道路体系や交通 施策を検討します。

公共交通の機能向上策を多面的に展開し,都心への公共交通によるアクセスを支えます。

まちづくり上の主要な軸線など,土地利用誘導の目標にも配慮しながら,歩行者空間の充実に向けた取組みをすすめます。

市民,企業,行政などの協働で都心交通計画を定め,各種施策を推進します。

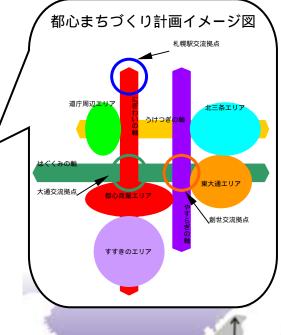
2 地域特性に応じた交通機能の向上に向けた取組み

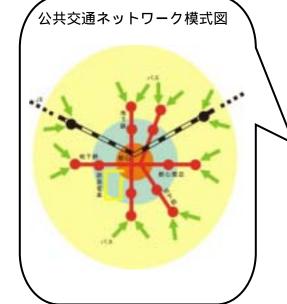
都心以外の拠点や郊外部において地域特性に応じた交通機能の向上を図るため,安全で快適な歩行者空間の確保や乗継利便性の向上などの取組みをすすめていきます。

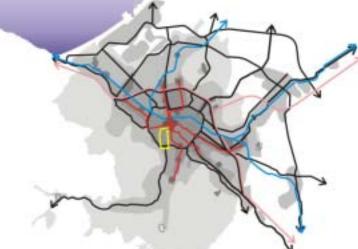
主な対応

都心以外の拠点等の交通需要を円滑に処理するため、拠点等へのアクセス性の向上、拠点等におけるターミナル機能の強化と歩行者・自転車等の移動性の向上を図るための取組みをすすめます。

まちづくりの方向性と整合を図り,地域の特性を活かした交通対策をすすめます。







地域交通イメージ図 アクセス性向上 都心や他の拠点 との連絡強化 拠点等 拠点内の移動性向上 (歩行者・自転車等)



3 公共交通機関の維持・活用に向けた総合的取組み

地下鉄をはじめとする既存の公共交通機関が将来に わたって確実に維持・活用されるよう,土地利用とも 連動した総合的な取組みをすすめます。

主な対応

交通広場やバスターミナルをはじめとする乗継 施設等の整備を必要に応じてすすめ,軌道系公共 交通機関と他の交通との接続を強化します。

交通施設のバリアフリー化や交通情報の提供など,公共交通の利用のしやすさを向上させる施策を多面的に展開します。

4 既存道路の有効活用を通じた道路機能の強化

高い整備水準にある道路体系について,既存道路をより有効に活用することなどにより,さらなる機能強化を図ります。

主な対応

道路交通の現状や将来的な動向を踏まえ,都市 計画道路網の機能強化策について検討します。

交通状況に応じて交差点改良による右左折レーンの整備などをすすめます。

3 - 3 みどり

基本方針

検討段階資料

これまで・現況・動向

公園緑地の整備水準は上昇してきており、総量としては一定程度の充実を みています。

一方で,市街地周辺及び市街地内のみどりは減少を続けており,また,郊 外に比べ既成市街地のみどりが少ないなど地域的格差もみられます。

地球環境問題への対応や生物多様性の確保といった観点からも、みどりの 役割に対する認識が高まっています。

行政による緑化に加えて,市民や企業による民有地緑化を推進するなど,市民, 企業、行政などの協働によりみどりを充実していきます。

市街地周辺のみどりや市街地内の貴重なみどりなど、いまあるみどりを保全・育 成し,次代に継承します。

身近なみどりを増やすことにより、均衡のとれたみどりの街並み形成やみどりの ネットワーク化をすすめます。

(2)みどりの質的充実

これまで・現況・動向

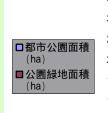
(1)みどりの配置

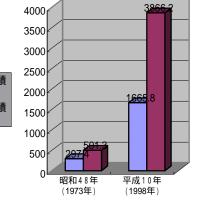
これまで・現況・動向

市街地周辺においては、環状グリーンベルト構想にもとづき、 みどりの充実に向けた取組みを推進してきました。

市街地内においても、大規模な公園緑地の整備等を順次すすめ てきました。

一方で,市街地周辺のみどりの減少抑制,都市づくりの主要な 地区における新たなみどりの拠点形成といった課題に取り組む ことが求められています。

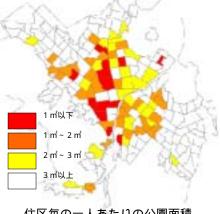




求められる対応

みどりの一層の充実に

よる都市魅力の向上



住区毎の一人あたりの公園面積

公園整備の状況

より多様なみどりを創出していくことが求め られています。

みどりの量の地域格差を解消するとともに .

施設の老朽化や利用者層の変化などから、機 能更新の必要性が高まっている公園緑地が見 受けられます。

基本方針

みどりの拠点をつくる

核となる貴重なみどりの存在や全市的な均衡に配慮しつつ、大 規模な公園や緑地など、拠点となるみどりを配置していきます。

みどりでまちを囲む

本市の緑を特徴づけている南西部に広がる丘陵や山並みのみ どり、北東部の平地に広がる農地や河川のみどりとこれらにつら なる新たな緑地空間の創出により,市街地を取り巻くみどりを配 置します。

みどりをネットワークさせる

河川や幹線道路などにより、まちを囲むみどりや拠点となるみ どりを相互にネットワーク化します。

N

基本方針

量としての確保だけではなく,機能分 担や相互連携,景観形成への寄与,都市と 自然との共生,生物多様性の確保といった 観点にも配慮し,多様なみどりを創出しま す。

市街地における建物更新などの動向と連動し ながら,市街地内できめ細かなみどりを効果的 に創出します。

大規模な公園から住宅の庭に至るまで,また, 施設の計画から管理まで、様々な場面において 総合的に緑化を推進するため,協働型の取組み を充実していきます。

取組みの力点

検討段階資料

取組み力点図(イメージ)

1 都心部のみどりの充実 -----

本市の魅力を高める上でもっとも中心的な拠点である都心部において,積極的なみどりの充実を図ります。

主な対応

都市基盤施設の改修や新規整備に際して,みどりの保全・創出を図ります。

市街地開発事業の実施や緩和型土地利用制度 の適用に連動して,より効果的な民有地緑化を 図ります。

みどりの創出に向けた取組みを,市民,企業, 行政などの協働でより総合的・効果的にすすめ るための指針を定めます。

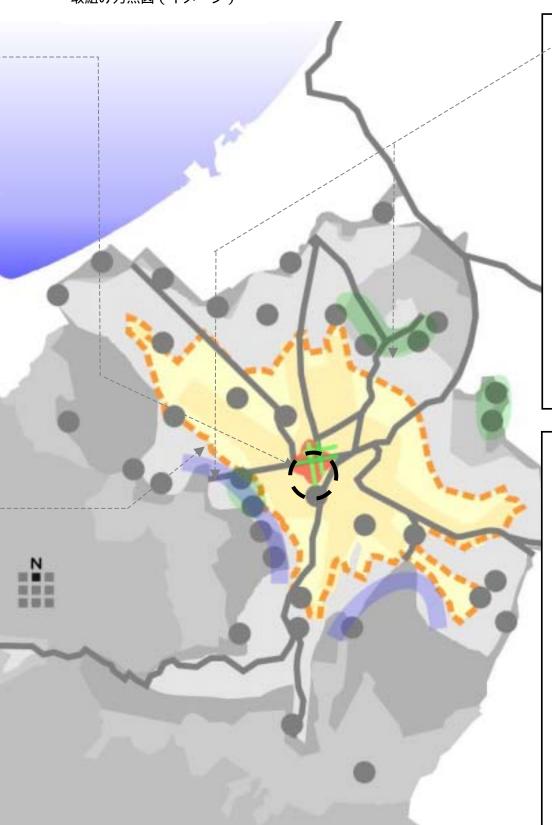
2 既成市街地におけるみどりの充実

郊外に比べてみどりの少ない既成市街地において, 個別的な市街地更新の動きと連動しながら,きめ細か くみどりを充実していきます。

主な対応

緑保全創出地域制度の運用により、個別の建築・開発にあわせて民有地緑化を誘導します。

公園緑地の配置上,新たな施設確保の必要性の高い地区においては,市街地開発事業などの 契機をとらえた整備を図ります。



3 みどりの骨格の強化

みどりの骨格を形成する上で主要なみどりについて,保全策の維持・強化や,公園緑地としての整備などをすすめ,みどりの骨格を強化します。

主な対応

緑地保全地区・風致地区など地域制緑地の拡大・新規指定に向けた取組みや,拠点的な公園緑地の整備などをすすめます。

主要なみどりの軸線となる河川空間や道路空間 のみどりを充実し,みどりのネットワーク化をす すめます。

4 市民や企業などとの協働によるみどりの充実

市民がみどりに触れる機会を増やすとともに,みどりの保全・創出に向けた協働型の取組みをすすめ,みどりを一層充実していきます。

主な対応

都市居住者にレクリエーションや農業体験の機会を提供する観点から,都市環境林の市民開放や市民農園の開設支援等を行います。

計画づくりから管理・運営まで,市民の参加に支えられた公園整備等をすすめます。